

平成30年2月9日
平成29年度東京電力福島第一原子力発電所
事故対策みやぎ県民会議幹事会
ご説明資料 2

東京電力福島第一原子力発電所 事故に起因する損害賠償について

平成30年2月9日

東京電力ホールディングス株式会社

I. 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策 （「3つの誓い」）

被害を受けられた方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくため、以下の「3つの誓い」を掲げ、各種取り組みを全社を挙げて実施してまいります。

1. 最後の一人まで賠償貫徹

2013年12月に成立した消滅時効特例法※の趣旨を踏まえるとともに、最後の一人が新しい生活を迎えることが出来るまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する

2. 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底

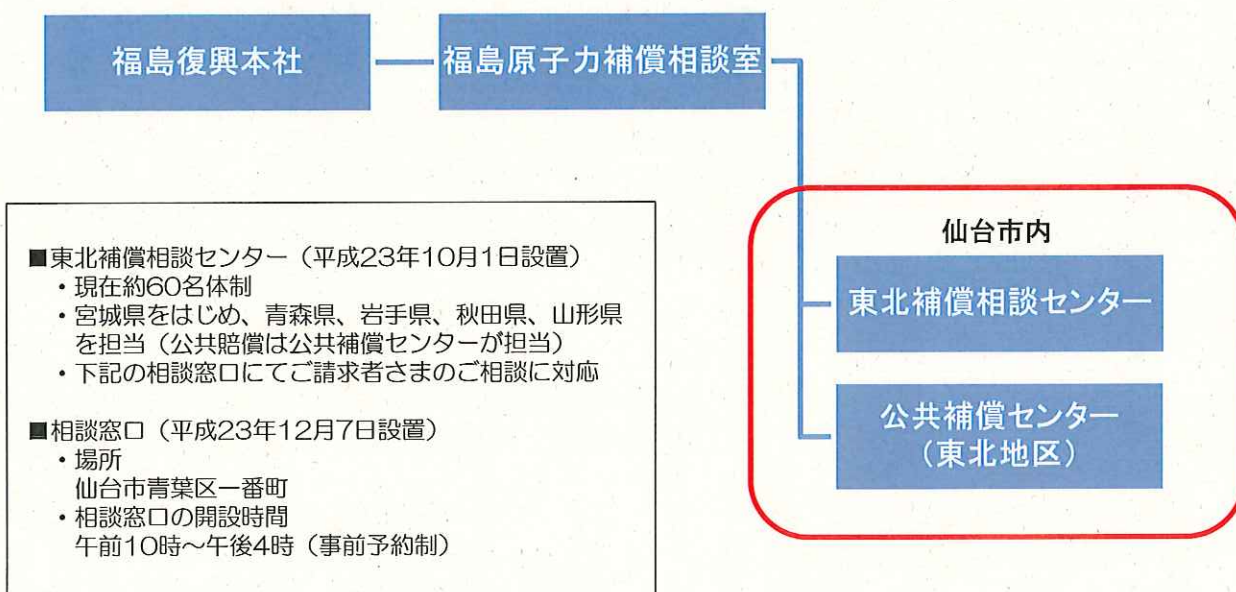
- ご請求手続きが煩雑な事項の運用等を見直し、賠償金の早期お支払いをさらに加速する
- 被害者の方々や各自治体等に、賠償の進捗状況や今後の見通しについて機構とも連携し積極的に情報をお知らせする（生活再建や事業再開検討の参考にさせていただく）
- 戸別訪問等により、請求書の作成や証憑類の提出を積極的にお手伝いする

3. 和解仲介案の尊重

紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化に引き続き取り組む

※「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」

II. 原子力損害賠償の体制と 東北補償相談センターの概況



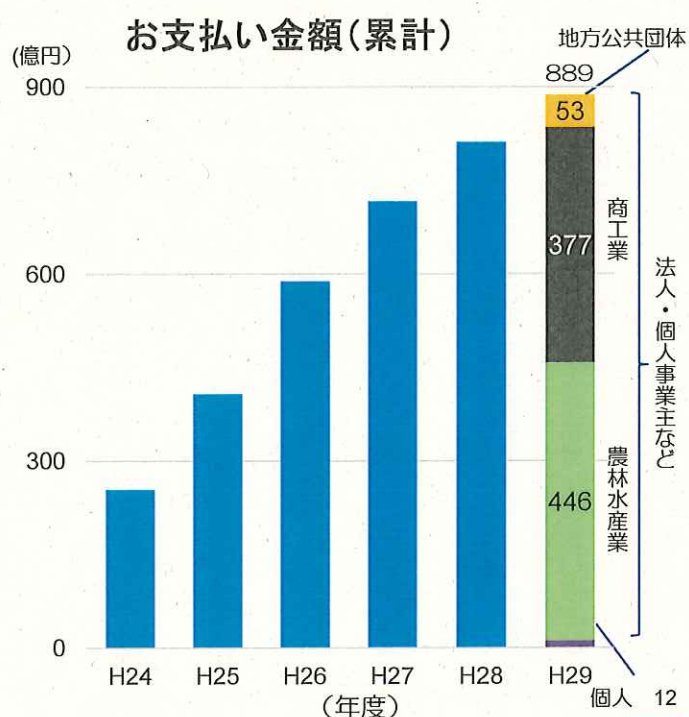
Ⅲ. 原子力損害賠償の進捗状況 (2018年1月現在)

1. 全社

ご請求・お支払い状況		個人	法人・個人事業主など
ご請求状況	ご請求の受付件数	約2,351,000件	約470,000件
お支払い状況	お支払い件数	約2,233,000件	約404,000件
	お支払い金額	約3兆3,663億円	約4兆1,631 億円

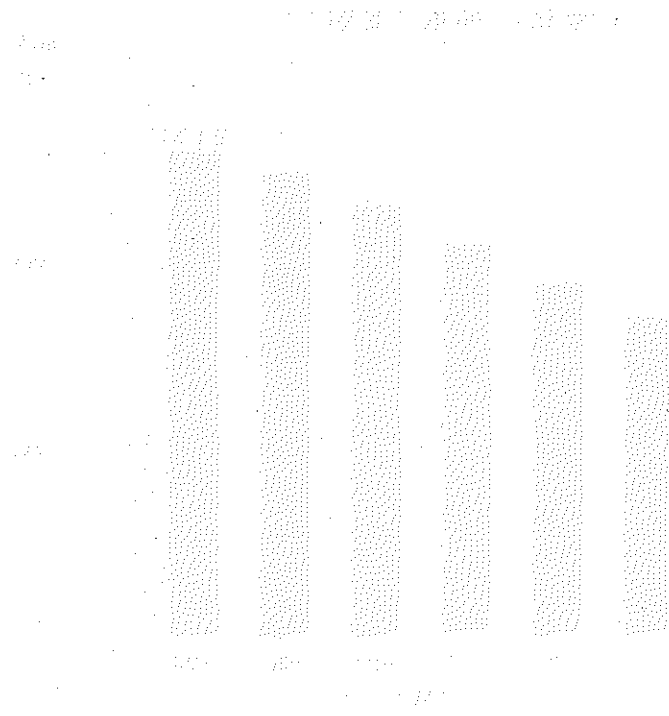
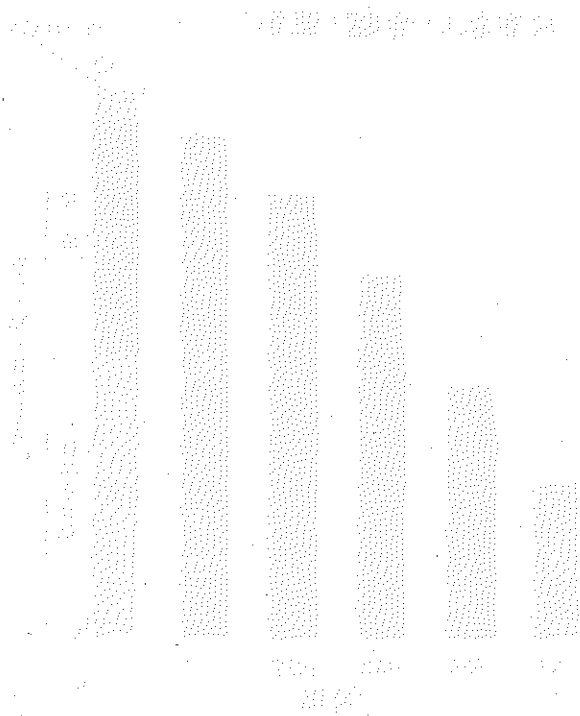
2. 宮城県

ご請求・お支払い状況		個人	法人・個人事業主など
ご請求状況	ご請求の受付件数	約7,200件	約7,300件
お支払い状況	お支払い件数	約7,200件	約5,900件
	お支払い金額	約12億円	約877億円



地区	总人口	男性	女性
全国	1247610000	641100000	606510000
北京	10800000	5400000	5400000
天津	9300000	4650000	4650000
上海	16000000	8000000	8000000
广东	74000000	37000000	37000000
山东	80000000	40000000	40000000
河南	94000000	47000000	47000000
四川	100000000	50000000	50000000
湖南	64000000	32000000	32000000
湖北	56000000	28000000	28000000
浙江	42000000	21000000	21000000
江苏	46000000	23000000	23000000
安徽	38000000	19000000	19000000
江西	36000000	18000000	18000000
福建	32000000	16000000	16000000
广西	42000000	21000000	21000000
云南	32000000	16000000	16000000
贵州	28000000	14000000	14000000
海南	700000	350000	350000
宁夏	2000000	1000000	1000000
新疆	1900000	950000	950000

地区	总人口	男性	女性
内蒙古	2400000	1200000	1200000
辽宁	42000000	21000000	21000000
吉林	28000000	14000000	14000000
黑龙江	32000000	16000000	16000000
山西	32000000	16000000	16000000
陕西	32000000	16000000	16000000
甘肃	22000000	11000000	11000000
青海	2200000	1100000	1100000
宁夏	2000000	1000000	1000000
新疆	1900000	950000	950000



Ⅳ. 宮城県の賠償概況

1. 農林産物に係る賠償

○出荷制限指示等に係る減収等に対する賠償

- ・露地栽培しいたけ、たけのこ、山菜類等

○風評被害による減収等に対する賠償

- ・しいたけ、たけのこ、山菜類等
- ・平成30年1月以降の取扱いについては、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会さまと大枠合意をいたしました。宮城県の生産者さまにつきましても、丁寧にご説明し、ご意見を承ってまいります。

＜主な合意内容＞

1. 損害額の算定方式の変更

損害額の算定方式については、これまで品目ごとに算定方式が統一されていなかったことから、『「事故前の価格」と「販売時の価格」の差額（価格差方式）』を賠償する方式を導入いたします。

2. 損害額の請求方式の変更

算定した損害を3か月ごとに損益を通算する方法に変更いたします。

3. 導入時期

新たな取扱いとは平成31年1月から導入し、その間（平成30年1月～12月の損害）は、現行の賠償方式を継続いたします。

2. 水産物・水産加工業等に係る賠償

○韓国による日本産水産物等の輸入規制に係る減収等に対する賠償

- ・ホヤ（韓国等輸入規制に伴う減収、廃棄費用等）

○出荷制限指示等に係る減収等に対する賠償

- ・クロダイ、ヤマメ、イワナ等
- ・福島県沖操業自粛に係る減収等に対する賠償（タラ延縄漁、又タウナギ漁等）

○風評被害による減収等に対する賠償

- ・内水面漁業の遊漁券の減収等
- ・水産物加工業、漁市場の減収等

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

3. 観光業に係る賠償

○賠償対象：東北5県（宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県）に事業所が存在し、主として観光客を対象として営業（観光業）を行っている法人または個人事業主の方のうち、東北地方以外からの観光客の解約・予約控え等による減収があった方

4. 自主的避難等に係る賠償

○精神的損害に対する賠償

賠償対象：当社事故発生時に丸森町内に生活の本拠としての住居があった方のうち、18歳以下であった方および妊娠されていた方

○追加的費用に対する賠償

賠償対象：当社事故発生時に丸森町内に生活の本拠としての住居があった方（なお、平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に上記対象となる方からご出生された方も対象）

5. 地方公共団体さまへの賠償

中間指針等を踏まえ、以下の項目について、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただきます。

○水道・工業用水道事業に係る追加的費用・営業損害

○下水道・集落排水事業に係る追加的費用・営業損害

○廃棄物処理事業に係る追加的費用

○食品衛生法に基づく検査費用

○牧草等の定点調査に係る検査費用

○農畜産物等に係る追加的費用

○民間事業者さまと同等の立場で行う事業に係る追加的費用

○ご被害者さま支援のために代わってご負担いただいた弊社が負担すべき費用等